

最高裁秘書第4211号

平成30年10月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年9月21日付け（同月25日受付、最高裁秘書第3916号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成9年2月までに作成された、録音反訳検証実験報告書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。